

第15号議案

平成25年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数 | 35事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 10,676,250立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 29,250立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	233,879千円
第1項	営業収益	224,373千円
第2項	営業外収益	9,506千円
支 出		
第1款	工業用水道事業費用	200,267千円
第1項	営業費用	197,402千円
第2項	営業外費用	2,364千円
第3項	特別損失	1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 147,029千円は、減債積立金 1,483千円、建設改良積立金 19,969千円、当年度分消費税資本的収支調整額 6,841千円及び過年度分損益勘定留保資金 118,736千円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	1千円
第 1 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	147,030千円
第 1 項	建 設 改 良 費	143,680千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	2,850千円
第 3 項	予 備 費	500千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 49,002千円

平成 25 年 2 月 21 日 提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二